

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険医の登録
昭和三十三年十二月鳥取県告示第五百七十七号の廃止
- ◇ 公安告示 質屋営業法による聴聞会の開催
道路交通法による聴聞会の開催
- ◇ 公 告 昭和四十年年度の機械工等の二級の技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第三百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 名 称 | 所 在 地 | 診 療 科 | 開設者氏名 | 指 定 年 月 日 | 採用点数表 |
|----------|---------------|-------------------|-------|-------------|-------|
| 岡田医院 | 東伯郡東伯町丸尾 | 内科、外科、産婦人科 | 岡田 俊郎 | 昭和四十年七月 十四日 | 乙 点数表 |
| 吉田歯科医院 | 気高郡青谷町山根 | 歯科 | 吉田 通 | | 乙 点数表 |
| 上原産婦人科医院 | 倉吉市塚町二丁目九二六ノ一 | 産婦人科、内科、小児科、理学診療科 | 上原 宗義 | 二十四日 | 乙 点数表 |

鳥取県告示第四百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年八月三日

氏 名 住 所 登録の記号番号 登 録 年 月 日

田川 宗光 倉吉市宮川町三九番地 鳥医一、一三九 昭和四十年七月二十二日

鳥取県告示第四百一号

昭和三十三年十二月鳥取県告示第五百五十七号（鳥取県物産館出納員に

対する出納長の委任については、廃止する。

昭和四十年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞会を開催するので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年八月三日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 関係者の本籍、住居及び氏名

本籍 鳥取市寺町一三三番地の四

住居 鳥取市寺町一三三番地の四

氏名 金子甚太郎

二 聴聞の期日

昭和四十年八月十一日 午前十一時から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署

鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年八月三日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年八月十一日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1. 鳥取市船木二二九

自動車等運転者 福田 和弘

2. 鳥取市田島四四

自動車等運転者 有本 繁雄

3. 八頭郡用瀬町大字別府二九二

自動車等運転者 谷口 勉

4. 気高郡青谷町大字青谷四、〇七二の三自動車等運転者 長田 一太郎

5. 気高郡青谷町大字青谷三、三四一 自動車等運転者 高橋 重雄

公 告

昭和40年度の機械工、仕上工、板金工、左官、ブロック建築工、タイル張り工、建築塗装工及び配管工の2級の技能検定を実施するので、職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）第30条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和40年8月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する試験

学科試験

2 学科試験の実施期日及び実施場所

| 職 種 | 実 施 期 日 | 実 施 場 所 |
|--------------------------------------|-------------|--------------|
| 機械工、仕上工及び板金工 | 昭和40年10月10日 | 鳥取市、倉吉市及び米子市 |
| 左官、アロック建築工、タ イル張り工、建築塗装工及 び配管工 | 昭和40年10月17日 | 鳥取市、倉吉市及び米子市 |

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 2級技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町2丁目 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 受付期間

昭和40年8月30日(月)から昭和40年9月10日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、10円切手をついたもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、試験の免除を受けようとするときにはその資格を証する書面を同封のうえ、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、

受け付ける。

4 手数料の納付方法

学科試験の手数料の額(400円)に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、鳥取県収入証紙に消印しないこと。

なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和40年12月上旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定の合格者の氏名を昭和40年12月上旬に鳥取県公報に公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。